

第1回 佐賀市社会教育委員の会議

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 佐賀市社会教育関係事業 令和5年度の報告及び令和6年度の計画について【資料1】
- (2) 公民館のあり方検討の進捗について（報告・意見交換）【資料2】
- (3) その他
 - ・ 令和5年度佐賀市社会人権・同和教育推進協議会役員の推薦について

3 閉会

日時：令和6年5月22日（水）

10時～12時

場所：青少年センター 大会議室



佐賀市教育委員会 社会教育課

【佐賀市社会教育関係事業】令和5年度の報告及び令和6年度の計画について

資料1 令和6年5月22日
第1回社会教育委員の会議

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	令和5年度の実績及び評価	令和6年度の事業計画	課題・問題点等
2 自ら学ぶ生涯学習の推進	1 社会教育施設の整備と活用	公民館等管理運営事業	公民館及び農村環境改善センターの円滑かつ効率的な運営のため、適切な維持管理を行う。	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・高木瀬(空調工事、可動間仕切り改修) ・本庄(空調設計) ・南川副(外壁改修)	○実績 修繕及び清掃・保守点検等を実施。 <完了> ・高木瀬(空調工事、可動間仕切り改修) ・本庄(空調設計) ・南川副(外壁改修) ○評価 年間計画に基づき、修繕・改修等ができた。	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・本庄、巨勢(空調工事) ・開成(空調設計)	市町村合併後に建設した公民館についても、設備等の改修時期を迎えており、改修のための財源確保が課題である。
		公民館等の整備事業	第二次佐賀市公民館等施設整備計画に基づき、社会教育や地域活動の拠点である公民館を計画的に整備する。	・川上公民館:外構工事、供用開始、解体工事 ・西川副公民館:建築工事 ・東与賀公民館:改修設計 ・諸富町公民館:旧諸富交番解体工事、現公民館減築設計	○実績 ・川上公民館 令和5年8月14日供用開始 ・西川副公民館 令和6年3月建築工事完了 ・諸富町公民館 令和6年3月建設用地建物解体工事完了 ○評価 施設の改築について計画通りに進めることができている。	・西川副公民館:外構工事、供用開始、解体工事 ・東与賀農村環境改善センター:改修設計 ・諸富町公民館:建築工事、現公民館減築設計 ・富士公民館:西側立面改修設計	・建設事業を複数同時進行で行っているため、工程管理をしっかりと行う。 ・整備財源の確保
		星空学習館管理運営事業	星空学習館の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、天体観測ドームを活用し、市民が天体に親しむ場を提供する。	・全小中学校児童の保護者へイベント等の案内をさがんメールを利用して発信し、子どもたちの天文や科学についての学習機会の創出を図る。 ・出前、出張講座などのアウトリーチの充実。	○実績 ・利用者数(308日)17,517人(前年15,898人) ・一般観望会80件、960人(前年65件、1,133人) ・学校授業支援16校、979人(前年17校、1,437人) ・団体対応17件、690人(9件、207人) ・天文・科学の教室45件、459人(36件、375人) ○評価 コロナ禍前の、従前の事業実施ができています。	・全小中学校児童の保護者へイベント等の案内をさがんメールを利用して発信し、子どもたちの天文や科学についての学習機会の創出を図る。 ・出前、出張講座などのアウトリーチの充実。	・出前教室の認知度が上昇し、依頼日時が重なることと断れないといけないことがある。 ・星空学習館を利用してもらい、より多くの子どもたちに天文や科学について、興味・関心を持ってもらう。
		金立教育キャンプ場管理運営事業	金立教育キャンプ場の円滑かつ効率的な運営を図る。	・適宜、施設の補修を行い、適切な管理を実施する。 ・利用者満足度の維持・向上を図る。 ・親子キャンプ体験や各種広報を行い、子ども及び青少年健全育成を目的とした団体への利用促進を図る。	○実績 ・利用者数(309日) 9,226人(前年比:82.4%、青少年団体利用率(※):17.0%) (※)R4青少年団体利用率:12.8% 前年度資料の数値計上誤りあり。 主な利用目的:キャンプ54%、登山41% ・親子キャンプ体験(10/14~10/15) 9組、満足度 100% ・老朽した木製電柱を鉄製に更新、今後は計画的に更新予定。 ○評価 ・利用者アンケート調査 191人(4/29~5/7、7/21~8/31) 利用者満足度 99% 利用した理由としては、「環境ロケーションがいい」「利用料が無料である」との意見が最も多い。 キャンプ場管理人による親切丁寧な対応、指導等により、キャンプ初心者の満足度も高い。	・適宜、施設の補修を行い、適切な管理を実施する。 ・落枝、倒木の危険がある樹木について、専門家による調査を行う。 ・利用者満足度の維持・向上を図る。 ・家族キャンプ体験や、防災キャンプを、委託により実施する。(委託先:佐賀市スカウト運動推進連絡会議を予定) ・各種広報を行い、子ども及び青少年健全育成を目的とした団体への利用促進を図る。 ※親以外の家族(親戚等)が参加できるよう、名称を親子キャンプから家族キャンプに変更し、ひとり親や障害を持つ親の家庭の子どもが参加しやすくなる。	・施設の老朽化 ・落枝、倒木等の危険性がある樹木の適切な管理が必要である。 ・様々な家庭の子どもたちが格差なく自然体験活動に参加できるよう検討が必要である。
		自治公民館建設補助事業	自治公民館の建設等に対して補助金を交付することにより、地域社会における社会教育の振興を図る。	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 令和4年度8月までに計画書提出済自治会数:3件	○実績 ・前年度までに計画書の提出があった3件に補助金を交付 ・国の交付金を活用し補助制度を拡充、空調機等の省エネ機器を導入する自治会への支援を実施している(3月末現在 39件) ○評価 省エネ機器への補助については想定数の申請があり、スムーズな支援ができた。	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 追加予算にて令和6年度も事業を継続することになり、自治会へ周知した支援を広げていく。	より自治会のニーズにあった、補助金の採択要件の検討(制度運用の見直し及び制度改正)

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	令和5年度の実績及び評価	令和6年度の事業計画	課題・問題点等
2	自ら学ぶ生涯学習の推進	各種講座・事業の実施	地域社会における学習拠点として、地域の実情や課題に応じた講座等の開催及びサークル活動等の利用の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次教育振興基本計画に定めるとおり、緊急性や住民の関心度が高いテーマや地域住民を取り巻く環境の変化に応じた各種講座・事業を重点的に推進する。 ・デジタル推進の講座の実施 ・各課の事業との連携推進 ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 ・予約システムによる新規利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 ・デジタル推進のための講座の実施 スマホ講座：公民館主催25館、民間主催32館 パソコン講座（相談会）：9館 ・各課事業との連携の推進：32館中31館が他課との連携有り（うち3課以上との連携25館） ・事業評価ヒアリングの際、各事業が地域づくり、人づくり、つながりづくりを意図したものであるよう、指導助言している。 ・各公民館の窓口及び電話対応にて予約システムの操作説明を行い、新規利用の拡大に努めている。 予約システムによる予約の割合：R5実績22.48% ○評価 高齢者などのデジタルデバイス解消のためのスマホ講座、生活課題、地域課題の解決にむけた関係各課との連携事業を多くの公民館で取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次教育振興基本計画に定めるとおり、緊急性や住民の関心度が高いテーマや地域住民を取り巻く環境の変化に応じた各種講座・事業を重点的に推進する。 ・デジタル推進の講座の実施 ・各課の事業との連携推進 ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 ・予約システムによる新規利用の促進 	利用者が固定化し若い世代の新規利用が増えず、次の世代の地域活動の担い手発掘、育成につながっていない。
		公民館職員の研修事業	公民館の職員の研修を実施し、職員としての意識の向上、また、学習事業や活動コーディネートのための技術向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 【公民館長研修、公民館職員研修】 ・公民館運営（講座企画、広報等）（全体研修及び館におけるOJT研修） ・市の各部署が推進している施策に関する研修 ・オンライン講座開催に関する研修 ・コンプライアンス、コミュニケーション ・実務研修（文書、財務） 【外部研修】 ・県内）県生涯学習センター（アバンセ）生涯学習関係職員実践講座（6回）、県公連主催研修（2回） ・県外）公民館専門講座、九州公民館研究大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 【内部研修】 ・市の施策（地域づくり、男女共同参画、人権同和教育）に関する研修 ・公民館運営（講座運営、貸館、広報）に関する研修 ・コミュニケーション、接遇研修 ・文書・財務・予約システムに関する実務研修 ・スマホ（市公式アプリ、キャッシュレス）研修 【外部研修】 ・県生涯学習センター（アバンセ）及び県公連主催の研修（全9回、128名） ・社会教育主事講習（1名）、九州地区公民館研究大会（3名）、全国公民館セミナー、市町村アカデミー（1名） ○評価 市の施策や公民館運営に関すること、また、公民館に関する外部研修に参加し、公民館職員としての知識と意欲向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 【公民館長研修、公民館職員研修】 ・公民館運営（講座企画、広報等）（全体研修及び館におけるOJT研修） ・市の各部署が推進している施策に関する研修 ・オンライン講座開催に関する研修 ・コンプライアンス、コミュニケーション研修 ・実務研修（文書、財務） ・県生涯学習センター（アバンセ）生涯学習関係職員実践講座（6回） ・県公連主催研修（2回） ・公民館職員専門講座、九州公民館研究大会 	各公民館は、館長を含め3～4名という職員体制の中で、研修の日程調整等に苦慮している。
		公民館事業の評価制度	公民館が果たすべき4つの役割・機能高めるためのガイドラインである公民館の指針を活用し、公民館の運営及び事業の評価を行いながら各種公民館事業の充実を図る。 ※公民館が果たすべき4つの役割・機能 「地域の連帯力をつくる」 「地域の教育力を高める」 「地域の課題解決力を高める」 「地域への情報発信力を高める」	各公民館へのヒアリングの実施し、運営評価・事業評価の自己評価の標準化を図るとともに、PDCAサイクルによる適切な事業実施が図られているかどうかのチェックを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 5月中旬～下旬に、全公民館を訪問しヒアリングを実施。運営評価・事業評価内容を集計するとともに、改善点と次年度以降の取組に活かしていくための助言等を行った。 ○評価 『公民館の指針』をもとに、公民館の運営、事業の評価を行い、R4年度の振り返りとR5年度の取り組みの改善を図ることができた。 	各公民館の前年度の自己評価に対し個別ヒアリングを実施し、『公民館の指針』をもとに事業運営がなされているかのチェックを行う。PDCAサイクルを回し公民館の運営、事業の質の向上を図る。	各公民館の運営について、地域団体へ報告説明を行っていない館があった。周知徹底していきたい。
4	家庭・地域・企業等の教育力の向上	1 子どもへのまなざし運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知度を高め、関心を持ってもらうための取り組み 1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動 ・テーマソング（まなざしアーチ）・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの制作・活用 ・子ども110番の家の取り組み（防犯協会との協働） 2 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取り組み ・出前講座の強化 ・大学との連携強化（西九州大学、佐賀女子短期大学） ・まなざし放送局 ・コミュニティサイト（つながるさがし） ・運動実践事例発表（推進大会） ◆運動に共感し、実践に繋げてもらうための取り組み 1 家庭の役割を支援する取り組み ・家庭教育講座の開催 ・子育て応援情報発信事業（PTA共催） ・共育応援モデル事業 2 企業等への実践活動を促すための取り組み ・まなざし運動参加企業数の拡充 ・まなざしキラリ賞（企業部門の表彰） ・参加企業への周知案内（まなざし休暇取得促進） ・3 学校と地域等、連携強化を図る取り組み ・地域学校協働活動の推進 ・ICTを活用した見守りサービス ・SNS空間での見守り活動（Instagram） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の認知度や関心度を高めるための取り組み 1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動 ・テーマソング（まなざしアーチ）・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの制作・活用 ・子ども110番の家の取り組み（防犯協会との協働） ・2月「子どもへのまなざし運動推進大会」開催（キラリ賞表彰式） ・2023ライトファンタジーオープニングハレード「まなざし運動PR隊」 ・「児童虐待防止月間」民生委員・児童委員の協力によるまなざし運動PR隊 ・子ども110番の家のほり旗にまなざしマーク掲載（佐賀市防犯協会） ◆市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み ・「大人の行動指針」の見直し（各分科会） ・参加企業への周知案内（まなざし休暇取得促進） ・社会教育課まなざし運動関連事業 ○評価 新たな層に「子どもへのまなざし運動」を知ってもらうきっかけとなるよう、まなざし運動のテーマソングのダンス動画を作成し、推進大会で会場全体で踊るなど、子どもへのまなざし運動の実践者に改めて活用をお願いした。また、4年ぶりにライトファンタジーのオープニングハレードに「まなざし運動PR隊」として参加し、直接市民にPRすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の認知度や関心度を高めるための取り組み 1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動 ・テーマソング（まなざしアーチ）・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの活用 2 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取り組み ・出前講座の強化 ・大学との連携強化（佐賀大学、西九州大学、佐賀女子短期大学等） ・まなざし放送局 ・コミュニティサイト（つながるさがし） ◆市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み 1 今後の展開について意見交換会の開催 2 企業等への実践活動を促すための取り組み ・まなざし参加企業への取り組み状況ヒアリング、広報 ・参加企業への周知案内（まなざし休暇取得促進） 3 社会教育課まなざし運動関連事業の推進 ・地域学校協働活動推進事業 ・家庭教育支援事業 ・子ども・若者支援事業 ・非行防止対策事業 ・社会教育助成事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の広がりが限定的になっている。 ・一般市民の認知度と関わりが不足している。 ・まなざし運動を、子どもがどう受け止めているのか。 	

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	令和5年度の実績及び評価	令和6年度の事業計画	課題・問題点等
4 家庭・地域・企業等の教育力の向上	地域と学校の協働活動の推進	地域学校協働活動推進事業	コミュニティ・スクールの設置校又は検討を含む設置予定校を対象に地域教育コーディネーター又は地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進事業に学校地域連携支援事業を統合する ・地域学校協働活動推進員の配置(8校区、8名) ・地域教育コーディネーターの配置(7校、5名) ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの情報共有 ・地域学校協働本部の立ち上げ支援 ・令和6年度に向けた実施校区の調整(目標:2校区増) 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 ・5校区(北川副、富士、若楠、松梅、大詫間)の地域学校協働本部に業務委託し、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員(8校区、8名)を委嘱し、配置した。(1校区増) ・新規雇用4名を含む5名の地域教育コーディネーターを会計年度任用職員として雇用し、6小学校・1中学校(諸富は2小学校・1中学校を担当)に配置した。 ・地域教育コーディネーター研修会を毎月実施し、活動事例の報告による情報交換等を行った。 ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの合同会議を開催(年2回)し、情報交換、課題抽出等を行った。 ○評価 ・地域学校協働活動推進員を中心に、読書ボランティア等地域ボランティアとの連絡調整、体験学習等の授業支援、登校見守りなど、地域と学校が連携した取組を推進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進員の配置(13校区、13名)(5名増) ・地域教育コーディネーターの配置(5校、5名) ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの情報共有等 ・地域学校協働本部の立ち上げ支援(4校区、2本部) ・令和6年度に向けた実施校区の調整(目標:2校区増) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校区の拡大に伴う予算の確保
		放課後子ども教室推進事業	週末や放課後に、地域の大人たちが参画して、公民館や学校の空き教室等を活用し、地域の子もたちが、安全で安心して遊び・学べる居場所づくりを行う地域団体を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室実施校区(嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅)への継続支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 ・6校区(嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅)の地域子ども教室推進事業実施協議会に業務委託し、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員(7名)を委嘱し、配置した。 ○評価 木工教室、折り紙教室、料理教室など地域住民の参画を得て、コロナ禍以前の従来の教室に近い形で開催できた。 コロナ禍のため活動を中止していた兵庫校区についても6年度から活動が再開できるよう調整を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室実施校区(嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅、兵庫)への継続支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブとの連携 ・学校の教職員等との教室内容等の共有 ・一部の放課後子ども教室を運営するスタッフの高齢化
	子ども・若者への支援、問題行動対策の強化	非行防止対策事業	<p>青少年の非行、問題行動等の早期発見・早期指導を行うため、市内全域で「まなざし育成委員」が街頭巡回を実施し、愛の声かけを行いながら青少年の安全、安心を見守る。併せて青少年センターでは、子ども・若者支援専門官によるネット内の見守り活動に着手する。</p> <p>また、友人関係や親子関係などの問題や心や体の悩みなどを抱える子ども・若者やその家族に対し、問題解決の糸口となるよう電話相談、メール相談、面談相談により、子ども・若者支援専門官が助言や関係機関等との調整を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援専門官による街頭巡回指導を縮小し、インターネット見守り活動に着手する。 ・まなざし育成委員125名による月4回の見守り活動(うち1回はあいさつ運動も可とする。) ・学校等との連絡会の開催(6月～7月) ・地域環境点検活動(11月)※有害環境の浄化活動 ・まなざし育成委員研修会(6月、10月) ・子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール・面談相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 ・まなざし育成委員125名による月4回の巡回指導 ・学校等との連絡会の開催(市内小中学校24会場で45校が参加し開催) ・まなざし育成委員研修会(6月、10月開催) ・子ども・若者支援専門官による合同街頭見守り活動(月3校区地区) ・子ども・若者支援専門官による子ども電話(面談)・メール相談の実施 電話(面接)相談:31件(23人) メール相談:14件(6人) ○評価 まなざし育成委員の巡回見守り活動は、グループ巡回、個別巡回、あいさつ活動と、校区・地区の状況に応じた方法で行い、子ども・若者支援専門官との合同街頭見守り活動(新規事業)を実施し、各校区・地区の状況把握等に努めた。 また、子ども電話・メール(面談)相談については、継続した支援が必要と判断した場合は、適切な相談窓口へ繋ぎ、青少年や保護者からの悩みに対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称を「少年育成委員」から「まなざし育成委員」へ変更(施行:令和6年4月1日) ・R5年度に着手したインターネット見守り活動については、児童・生徒の書き込みの見守りを行うとともに、R6年度は保護者や児童・生徒に向けた啓発に重点を置き実施する。 ・まなざし育成委員125名による月4回の見守り活動 ・学校等との連絡会の開催(6月～7月) ・地域環境点検活動(11月)※有害環境の浄化活動 ・まなざし育成委員研修会(6月、11月) ・子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール・面談相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・まなざし育成委員の高齢化 ・保護者や児童・生徒へのSNS利用に関する効果的な啓発
子ども・若者支援事業	<p>青少年センターに併設する「子ども・若者支援室」では、佐賀市に居住するニート、ひきこもり、不登校等などの困りごとを抱える子ども・若者(40歳未満)やその家族を対象とした相談支援を実施する。支援対象者の状況に応じて、個別支援プログラム、訪問支援(アウトリーチ)、講座・教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けた支援を行う。</p> <p>また、対象者がより適切な支援を受けることができるよう、佐賀県警察少年サポートセンター等の関係支援機関と連携を図る。</p> <p>※特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに業務委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付(来所及び電話) 訪問支援(アウトリーチ) 講座、教室等の開催(年12回予定) 青少年センター相談窓口3者会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績 特定非営利法人スチューデント・サポート・フェイスに子ども・若者相談支援業務を委託し、専門の相談支援員による相談業務、訪問支援を実施するとともに、就労・就学等社会的に自立した生活が可能となることを目的とした講座、教室等を実施した。 <相談支援件数> ・来所相談 978件 ・電話・メール相談 1,418件 (オンライン相談は電話に含む) ・訪問支援 429件 <講座、教室等の開催状況> ・講座・教室実施回数 16回 (卓球セミナー、ネイルセミナー、職業講話、陶芸体験、キャリア教育) ○評価 <進路決定者> 27名(暫定値) ・進学 8名、・転学 2名、・学校復帰 2名、 ・就職(アルバイト・非正規) 10名、(正社員)1名、 (自営業)1名、・福祉的就労 3名、 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付(来所及び電話) ・訪問支援(アウトリーチ) ・講座、教室等の開催(年12回予定) ・青少年センター相談窓口3者会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者が抱える問題の性質上、進学や就職後直ちに支援終了とはならないため、長期的な支援体制が求められる。 		

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	令和5年度の実績及び評価	令和6年度の事業計画	課題・問題点等
4	家庭・地域・企業等の教育力の向上	青少年センター管理運営事業	青少年センターを、青少年教育施策の拠点・青少年の居場所・困難を有する青少年等の支援拠点・青少年関係社会教育団体の活動拠点・青少年の街頭指導及び青少年等からの相談業務などの拠点として運営することにより、青少年教育に係る施策の推進を図る。	・青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 ・施設、設備及び備品等の維持管理を行う。	○実績 ・青少年センター利用者数 R5 86,730人(7,228人/月)(360日) R4 86,810人(7,234人/月)(357日) ○評価 コロナ禍の収束状況に伴い、利用者数が回復している。	・青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 ・施設、設備及び備品等の維持管理を行う。	-
		二十歳のつどい開催事業	改めて成人としての自覚と責任を促すことを目的とし、進学や就職等で佐賀を離れた若者にも佐賀のよさを再認識してもらう機会とする。	令和5年度は、令和4年度の内容に準じた形式で開催する。ただし、合併から20周年を迎え、対象者は人生のほとんどもを新佐賀市で育っており、物理的にも全対象者が収容可能な施設がオープンしたため、令和6年度以降は、統一会場での開催を検討する。 ・式典名称：二十歳のつどい(読み：はたちのつどい) ・日時：令和6年1月7日(日)14時～(受付13時～)予定 ・会場：旧市町村単位8会場で開催 ・二十歳代表スタッフの人員確保 ・二十歳のつどいふさわしい式典内容	○実績 【日時】令和6年1月7日(日)14時～(受付13時～) ・式典内容(1.国家演奏2.式辞3.記念品贈呈4.来賓の祝辞5.二十歳代表感謝の言葉) ・各会場二十歳代表スタッフを構成 【場所】旧市町村別8会場開催 (佐賀会場、諸富会場、大和会場、富士会場、三瀬会場、川副会場、東と賀会場、久保田会場) 【記念品】 鶴屋菓子舗の名入れ丸ぼうろ ※新型コロナウイルス等感染症対策は特に講じていない ○評価 二十歳代表スタッフの応募がなく、企画等への参画を図ることはできなかった。式典そのものは令和4年度の内容に準じ開催し無事に執り行うことができた。 ・アンケート回収率100% まなざし運動の認知度：40.5% 佐賀市が好き：95.1%	令和6年度は、令和5年度の内容に準じた形式で開催する。ただし、合併から20周年を迎え、対象者は人生のほとんどもを新佐賀市で育っており、物理的にも全対象者が収容可能な施設がオープンしたため、令和7年度以降は、統一会場での開催を検討する。 ・式典名称：二十歳のつどい(読み：はたちのつどい) ・日時：令和7年1月12日(日)14時～(受付13時～)予定 ・会場：旧市町村単位8会場で開催 ・二十歳代表スタッフの人員確保 ・二十歳のつどいふさわしい式典内容 ・実行委員募集方法の検討(7/1市報、HP、久米島町交流事業の参加者に応募を募る、大学へのチラシ等の設置など)	・二十歳のつどい実行委員会形式のあり方。 ・統一開催の検討
		久米島町中学生交流事業	沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深める。また、佐賀市出身で沖縄の近代化に大きな業績を残した第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を育む。	・交流生16名(対象：中学1年生) ・夏の交流：7月28日～7月30日 久米島町：七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 久米島町：七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 ・冬の交流：12月15日～12月17日 佐賀市：バルーンミュージアム見学、佐賀大学見学、バルーン・嘉瀬川ダム見学等	○実績 ・夏の交流：7月28日～7月30日 久米島町：七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 ・冬の交流：12月22日～24日 佐賀市：バルーンミュージアム見学、バルーン係留、嘉瀬川ダム見学、佐賀大学教授による講義等 ○評価 新型コロナウイルス感染症の影響で3年間は中止となっていたため、4年ぶりの開催となった。夏は台風、冬は雪の影響で日程の変更の恐れがあったが、ほぼ予定どおり実施できた。	・交流生16名(対象：中学1年生) ・夏の交流：8月1日～8月3日 久米島町：七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 ・冬の交流：12月20日～12月22日 佐賀市：バルーンミュージアム見学、バルーン体験、嘉瀬川ダム・佐賀アリーナ見学等	・これまでの振り返り、成果の検証
		家庭教育講座開催事業	保護者の大半が参加する小中学校の新入学説明会及び幼稚園・保育園(所)の保護者会や小中学校のPTAの会合などへ講師を派遣し家庭教育講座を開催することにより、保護者が家庭教育について考える機会を提供するとともに、市全体の家庭教育力の向上を図る。	・市内55校の小中学校(附属含む)の新入学説明会等で家庭教育講座を実施 ・保育園・幼稚園・PTA等団体が開催する家庭教育講座に講師を派遣	○状況 新入学説明会等を活用した家庭教育講座へ開催校49校(小学校34校・中学校15校)へ講師派遣を決定し開催した。(開催日9/30～2/16) ○評価 学校アンケートでは、以下の結果となった。概ね好評であったが、講座の短縮化や新入学生説明会以外での開講を希望する意見があった。 「大変良い・どちらかというとう良い」93.9% 「どちらかというとう良くない・良くなかった」6.1%	・市内55校の小中学校(附属小・中学校含む)の新入学説明会等で家庭教育講座を実施 ・保育園・幼稚園・PTA、子育てサークル等の団体が開催する家庭教育講座に講師を派遣	・各学校のニーズに合う開催方法 ・講師人員の拡充

施策	基本事業	項目	事業概要	令和5年度の事業計画	令和5年度の実績及び評価	令和6年度の事業計画	課題・問題点等
4	家庭教育への支援の充実	子育て応援情報配信事業	発達段階に応じた子育てに関する情報や学習の機会を提供し、子どもとの良好な関係の構築を支援する。	<p>①子育て応援動画の配信 ・委託先である「さが子どもにやさしいまちづくりセンター」が保有する子育ての具体的なスキルやコツ等を学ぶための動画をYouTubeで配信する。 (テーマ例:朝起きないとき、習い事をやめたいと言われたとき) ・メインターゲットは0～15歳の子を持つ保護者であるが、祖父母や支援者など幅広い年代が興味を持って視聴できるような内容とする。 ・1テーマ約5分程度の動画を毎月5本配信する。</p> <p>②解説動画の配信 ・保護者又は子育て支援に関わっている支援者に対して、子育て応援動画の活用方法や効果的な支援の方法などを紹介する動画を配信する。 ・1本あたり30～60分の動画を年度内に2本配信する。</p> <p>③講演会(トークライブ)の開催(年1回)</p> <p>※「さがんメール」や「子育て情報LINE配信サービス」を活用し、周知を図る。</p>	<p>○実績 ①5月から3月まで、毎月5本の子育て応援動画を配信した。 ・チャンネル登録者数:455人(4/15現在) ・5月～3月の延べ視聴回数:3,313回 ②10月、1月に子育て解説動画を配信した。 10月:『おとなも子どももやめられないスマホ病?!』(185回) 1月:『こども基本法～こどもまんなか社会の実現～』(145回) ③子ども・子育て応援講演会(市PTA協議会と共催) 開催日:令和6年2月17日(土)14時 場所:東与賀文化ホール 内容:講演「子育ても技術と練習～いいね!を探す5つの原則～」 講師:にじいろグループ代表 重永侑紀氏 参加者数:約140名</p> <p>※動画配信日に「さがんメール」「子育て情報LINE配信サービス」で周知を図った。 ※「MOTTE MOTTE さが」にて周知を図った。</p> <p>○評価 好評の声も一部届いたが、1動画当たりの平均視聴回数が約60回と、期待した水準とはならなかった。</p>	事業廃止	—
		共育応援モデル事業	子育て支援プログラム「なかまほいく」を実施し、子育て中の保護者同士及び支援者のつながりをつくることによって、育児の孤立化を防ぐとともに、親の育ちを応援する。	<p>○「なかまほいく」とは、埼玉県のNPO法人新座子育てネットワークが、保育や教育、心理の専門家の視点から、親子の成長・発達の効果や社会的意義を検証しながら構築した子育て事業モデルであり、所定の研修を受講した有資格者が提供できる。 ○誰でも参加できる一般的な子育てサークルと違い、「12組程度の親子、10回程度限定の固定メンバーとすること」、「メンバー間の子どもを預け合う時間を設けていること」などが特徴である。 ○父親の子育てに対する意識の向上を促すために、夫婦で参加できる佐貫市独自のプログラム「はじめてのいっぽ」も実施する。</p> <p>【なかまほいく】 ・参加対象者:0～3歳までの乳幼児とその母親 ・募集定員:12組 ・開催回数:週1回(2時間)×10回(毎週連続開催) 5月から7月に開催 ・実施方法:所定の研修を受講した有資格者が所属しているNPO法人へ委託</p> <p>【はじめてのいっぽ】 ・参加対象者:0歳の子をもつ初産の夫婦 ・募集定員:8組 ・開催回数:週1回(2時間)×4回(毎週連続開催) 8月から9月に開催</p>	<p>○実績 【なかまほいく】 委託先:NPO法人poco a bocca(ポコ ア ボッコ) 5月から7月まで11回開催。1～3回、11回は「親子いっしょ」、4回～10回に「あずけあい」を実施。(※8回は大雨で参加者が少なかったためあずけあい未実施。) ・参加者:10組</p> <p>【はじめてのいっぽ】 ・参加者数:8組 ・開催回数:4回(8月～9月)にかけ、毎週連続開催)</p> <p>○評価 ・参加者自身による自己評価と、スタッフによる他者評価により、事業効果を検証した。 ・「人との関わり・コミュニケーション」「健康な心と体」「親育ち」「社会生活との関わり」「主体性・行動力」の5つに指標について、事前評価と事後評価を行い、自己評価、他者評価ともいずれの項目でも事後評価が事前評価を上回っており、効果が認められた。 ・事業実施後も、参加者同士の交流があり、参加者が地域で子育てサークルを立ち上げた事例もある。 ・来年度以降について、子育てサークル連絡会との連携を図り、実施方法等の検討を行う。</p>	<p>【なかまほいく】 ・参加対象者:0～3歳までの乳幼児とその母親 ・募集定員:12組 ・開催回数:週1回(2時間)×10回(毎週連続開催) ・実施方法:所定の研修を受講した有資格者が所属しているNPO法人又は子育てサークル連絡会へ委託</p>	・必要な人に届く広報(参加募集)の工夫
		生活体験型学習の実施	子どもの自立性や協調性などの生きる力を育成するとともに、地域の教育力を醸成するため、地域の多くの大人の支援により、子どもが数日間、家庭から離れた公民館等で炊事や部屋の清掃などの基本的な生活体験を行う。	地域の支援団体等の負担感や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴い、また昨年度の取組みも鑑みながら、今後は地域で子どもを育む事業として、通学合宿に限らず、自然体験、農業体験、防災キャンプ、ボランティア体験等も推奨していく。	<p>○実績 ・通学合宿:5館(神野、嘉瀬、巨勢、若楠、三瀬) ・夏休み、冬休み子ども教室:18館 ・観光ボランティアガイド養成講座:2館(循誘、東与賀) ・その他の体験活動:19館</p> <p>○評価 コロナウイルス感染症収束に伴い、子どもたちの活動制限が緩和された。小学生が様々な体験活動を通して、地域の方々とふれあいながら学ぶ事業を数多く実施することができた。</p>	生活環境の変化や地域社会の状況に応じながら、地域で子どもを育むために、子どもたちが様々な体験活動を通して地域の方々や交流し、学ぶ機会を提供する。。	・通学合宿は、地域の負担感が大きい校区もある。実情に応じた取り組みを推奨していく。
社会教育助成補助事業	社会教育の振興を図るため、各種社会教育関係団体が実施する事業に対して補助を行い、その活動を支援する。	・8団体に補助金の交付を行う。 ・令和6年度の見直しに向け、補助対象団体と積算基準の策定。	<p>○実績 ・8団体からの申請及び請求に基づき、概算払いで補助金を交付し、年度末に精算を行う予定。</p> <p>○評価 ・令和6年度の補助見直しに向け、補助対象団体と積算基準の策定ができた。</p>	・見直し後策定した補助対象団体に積算基準に基づき補助金の交付を行う。 ・社会教育助成事業補助金対象団体 7団体	引き続き有効性・公益性の観点から新たな基準に合致する青少年を対象とした事業を行っているか確認していく。		

公民館のあり方検討の進捗状況について

1 背景・目的

- ・本市では、地域における「市民の生涯学習」「地域コミュニティ活動」の拠点施設として公民館を整備し、様々な生涯学習の機会を提供し、大きな役割を果たしてきた。
- ・公民館の利用者は固定化傾向にあり、若い世代や働き盛り世代の利用が少なく、次世代の地域活動者の発掘、育成につながらない状況となっている。
- ・少子・高齢化が進む中、今後、公民館の利便性の向上を図ることで、これまであまり利用されてこられなかった層の利用を増やすとともに、その方々を将来に亘って地域コミュニティ活動へとつなぎ、公民館の地域コミュニティ活動の拠点性を更に高めていくことが求められている。
- ・これらを踏まえ、本市の10年先、20年先を見据え、これから先の本市公民館がどうあるべきかを議論し、運営や体制について見直しを図っていく必要がある。

2 検討経過等

令和5年6月 公民館のあり方検討委員会の設置

(検討委員会)

第1回	令和5年 6月 9日(金)	1 委員長及び副委員長の選任 2 公民館あり方検討委員会の概要 3 公民館を取り巻く状況について
第2回	7月31日(月)	全国的な動向、他市の状況、現地視察
第3回	8月25日(金)	今後の公民館のあり方についての検討(1回目) ・公民館の多様な活用について ・使用料、減免について
第4回	10月20日(金)	今後の公民館のあり方についての検討(2回目) ・社会教育事業の取組みについて ・職員体制等について
第5回	11月10日(金)	今後の公民館のあり方についての検討(3回目)
第6回	令和6年1月23日(火)	検討事項のまとめ(提言書の作成)

令和6年2月 公民館のあり方検討委員会から市に対して提言

3 検討委員

委員長: 学識経験者 佐賀大学名誉教授 五十嵐勉 他15名 ※P3のとおり

4 提言内容

提言1)社会教育施設から一般行政施設へ、位置づけを変更すること

- ・営利活動などの利用制限を緩和し、利用の拡大を図り、新たな利用者を地域コミュニティ活動へとつなぐこと。
- ・新たな活用ができる施設という認識を広く周知するには、公民館からコミュニティセンターなどへ名称の変更が望ましい。
- ・運営を協議する組織を各校区に設置し、地域の実情に応じた運営を図ること。

提言2)社会教育機能を維持、充実させること

- ・人づくりを基盤とする社会教育事業は、今後も引き続き推進する。
- ・社会教育機能の維持、充実のために、条例等を整備し、教育委員会との連携を密に図る。
- ・各館に社会教育士等の専門性の高い職員を必置とし、職員研修の充実も図る。

提言3)地域の多様なニーズに対応する活用を図ること

- ・若い世代を取り込み、世代間交流を促すため、誰もが気軽に足を運ぶ「きっかけ」となる仕掛けづくりに努める。
- ・営利活動等の利用を認めるにあたり、施設使用料を見直すこと。ただし、地域活動については現行のまま無料とし、地域団体の利用を優先すること。
- ・公民館の地域活動への支援については、全市共通の支援基準を定める。
- ・多様なニーズに対応するため、様々な実験的な試みを積み重ね、経験値を積むこと。

提言4)人員配置、運営体制を充実させること

- ・地域の課題解決に向けた事業に取り組むために、必要な予算を講じ、館長をフルタイム勤務とすること。
- ・施設の運営や事業をマネジメントする組織をつくり、まちづくり協議会、自治会等の地域団体のみならず、企業やNPO等の団体を構成員として加えること。

付記：最後に、本提言の取りまとめにあたり、一部の委員から、さらに慎重な審議を求め現段階での提言に対する反対意見があった。このことを踏まえ、以上の4つの提言を市の施策に反映させる際には、社会教育や地域づくり等に関わる関係者や市民の理解を得るための十分な対応を行うことを付記する。

5 今後の進め方

・実証実験の取り組み

民間事業者主催によるスマホ講座の実施(令和6年2月中旬～6月)

地域の収益や活性化につながる事業をモデル公民館で実施(令和6年度前期)

- ・使用基準、使用料、減免等に関するワーキンググループの開催(令和6年3月～6月)
- ・議会へ進捗状況を報告(令和6年9月)
- ・令和6年度中に基本的な方向性を決定

佐賀市公民館のあり方検討委員会 委員名簿

	所属等	役職	氏名
1	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会会長	小城原 直 ○
2	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会副会長	福田 忠利
3	まちづくり協議会	巨勢まちづくり協議会会長	石井 孝嗣
4	佐賀市民生委員・児童委員協議会	佐賀市民生委員・児童委員協議会副会長	木村 泰代
5	PTA 協議会	佐賀市 PTA 協議会副会長	中山 志穂
6	佐賀市子育てサークル連絡会	佐賀市子育てサークル連絡会相談役	吉村 純子
7	佐賀市小中学校校長会	佐賀市立赤松小学校校長	浅井 慎司
8	社会教育委員	佐賀市社会教育委員の会議委員長 西九州大学副学長	上野 景三
9	防災関係団体	佐賀県防災士会代表	溝上 良雄
10	障がい福祉団体	NPO 法人佐賀中部障がい者ふくしネット理事長	福島 龍三郎
11	団体・企業向け研修実践者	株式会社アテント` 代表取締役	福成 有美
12	NPO	NPO 法人空家・空地活用サポートSAGA副代表理事	内川 実佐子
13	地域連携事業実践者	くるめオンライン公民館館長 合同会社 visionAreal 共同代表	翁 昌史
14	地域連携事業実践者	株式会社佐賀銀行営業統括本部地域支援部副部長	横尾 敏史
15	地域連携事業実践者	田島株式会社専務取締役	田島 みゆき
16	学識経験者	佐賀大学名誉教授	五十嵐 勉 ◎

◎委員長、○副委員長

佐賀市立公民館施設状況一覧

※利用状況、稼働率はR4年度実績

公民館名	設置年度	建物建設年度	建物面積 (㎡)	図書館分室・分館	世帯数 (戸) R5.3.31現在	人口 (人) R5.3.31現在	職員数	利用状況		稼働率	利用者数／人口
								利用回数 (回)	利用者数 (人)		
1 勸興	S26	R3	670		3,485	6,591	3	1,684	17,146	34%	2.60
2 循誘	S26	R3	718		4,668	8,784	3	2,067	25,334	35%	2.88
3 日新	S26	S63	685		4,505	9,082	3	1,647	20,737	24%	2.28
4 赤松	S26	H14	787		3,823	8,134	3	2,989	26,233	38%	3.23
5 神野	S26	H25	751		5,752	11,342	3	2,740	29,241	38%	2.58
6 西与賀	S25	H22	639		2,604	5,716	3	1,364	16,016	22%	2.80
7 嘉瀬	S23	H24	877		2,194	4,975	3	1,442	13,811	20%	2.78
8 巨勢	S24	H18	680	有	2,446	5,535	3	1,477	14,837	23%	2.68
9 兵庫	S24	S60	656		6,644	15,361	3	1,653	18,613	37%	1.21
10 高木瀬	S22	H12	706	有	6,412	14,099	3	2,064	21,789	36%	1.55
11 北川副	S24	S61	589		5,502	12,483	3	1,659	22,209	25%	1.78
12 本庄	S22	H16	772	有	5,941	12,081	3	1,421	17,243	24%	1.43
13 鍋島	S22	H10	704	有	5,750	12,689	3	1,227	14,253	16%	1.12
14 金立	S23	H8	622	有	2,070	4,421	3	1,209	14,465	17%	3.27
15 久保泉	S23	H29	634		1,701	3,640	3	910	11,780	13%	3.24
16 蓮池	S22	S62	608		742	1,703	3	773	9,979	10%	5.86
17 新栄	S53	H26	779		3,212	6,845	3	1,690	18,024	32%	2.63
18 若楠	S54	H30	637		3,890	8,004	3	1,985	20,377	30%	2.55
19 開成	H4	H4	607	有	3,980	8,966	3	1,665	16,055	24%	1.79
20 諸富町	S30	S60	2,691	有	4,211	9,888	4	2,571	23,476	21%	2.37
21 春日	H15	H14	3,227	有	3,836	8,777	4	3,408	31,395	32%	3.58
22 春日北	H26	H25	731		3,373	7,984	3	2,076	20,627	27%	2.58
23 川上	H22	R5	577		2,212	5,745	3	1,091	10,373	22%	1.81
24 松梅	H30	H30	605		346	871	3	892	11,566	10%	13.28
25 富士	S36	H20	2,216	有	1,434	3,287	4	818	12,928	21%	3.93
26 三瀬	S49	H21	541	有	484	1,146	3	408	3,989	12%	3.48
27 南川副	S48	H23	825	有	2,206	5,589	3	1,886	20,016	26%	3.58
28 西川副	S51	S50	571		2,145	5,351	3	946	9,067	12%	1.69
29 中川副	S47	R2	665		1,276	2,817	3	793	8,518	14%	3.02
30 大詫間	S49	H30	560		530	1,434	3	677	6,678	7%	4.66
31 東与賀	S40	S40	1,836		2,935	7,737	3	1,169	13,588	8%	1.76
32 久保田	S43	R2	2,039	有	2,975	7,476	4	2,113	39,128	16%	5.23
合計[平均]	—	—	—	12	103,284	228,553	100	50,514	559,491	[23%]	[3.10]

佐市社同協第1号
令和6年4月2日

社会教育委員 委員長 様

佐賀市社会人権・同和教育推進協議会
会長 中島 和幸



令和6年度佐賀市社会人権・同和教育推進協議会役員
の推薦について（依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてから、人権・同和教育の推進と当協議会の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

つきましては、新年度役員（理事）の改選期になりましたので、佐賀市社会人権・同和教育推進協議会会則（別添）により、下記のとおり推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦していただく役員 : 理事 1名 (社会教育委員代表)
- 2 提出期限 : 別添名簿を令和6年4月26日(金)までにお願ひします。
※期限までに名簿の提出ができないときは、ご連絡ください。
- 3 提出先 : 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
佐賀市 人権・同和政策課 人権啓発係
TEL 40-7367 内山・牛島
FAX 40-7327
- 4 その他 : 第1回の理事会を5月中旬に開催予定です。

※参考までに令和5年度の役員名簿を添付します。

佐賀市社会人権・同和教育推進協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、佐賀市社会人権・同和教育推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、憲法に定めた基本的人権と民主主義の精神を具現すべく、人権・同和教育の早急な解決を期するための人権・同和教育の拡充と実践につとめ、民主的な社会づくりの推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権・同和教育に関する研究と啓発活動
- (2) 人権・同和教育に関する研修会、講演会の開催
- (3) 関係諸機関・団体との連絡提携
- (4) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 この会は、佐賀市内の社会教育団体及び自治会等の団体並びに社会教育関係者をもって組織する。

(会 議)

第5条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、この協議会員（第4条に定める）の代議員をもって構成し毎年1回以上開催して、次のことを議決する。

- (1) 会則の決定及び変更
- (2) 役員を選出
- (3) 事業計画及び予算、決算
- (4) その他必要な事項

3 代議員は、各地域の社会人権・同和教育推進協議会より5名、佐賀市PTA協議会より1名、単位PTAより1名とする。

4 理事会は、第7条に定める役員をもって構成し、事業を推進するための具体的事項を審議する。

(招集・議決)

第6条 この会の会議は、会長がこれを招集し、構成員の出席者の過半数をもって議決する。

(役 員)

第7条 この会に次の役員をおき、その任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員及び顧問の選出)

第8条 会長、副会長、監事は理事会で選出し総会で承認する。

- 2 理事は、各社会教育関係団体及び自治会等並びに社会教育関係者からそれぞれ選出する。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、事業を推進するための具体的事項を審議する。
- 4 監事は、業務、会計を監査する。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、佐賀市人権・同和政策課におく。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員若干名をおく。
- 3 事務局職員は、会長が委嘱し、事務の処理にあたる。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費と補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

(付則)

- 1 この会則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 この改正会則は、昭和61年6月23日から施行する。
- 3 この改正会則は、平成元年6月22日から施行する。
- 4 この改正会則は、平成2年6月22日から施行する。
- 5 この改正会則は、平成3年6月26日から施行する。
- 6 この改正会則は、平成8年6月14日から施行する。
- 7 この改正会則は、平成15年7月23日から施行する。
- 8 この改正会則は、平成18年6月22日から施行する。
- 9 この改正会則は、平成19年6月20日から施行する。
- 10 この改正会則は、平成24年6月20日から施行する。
- 11 この改正会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 12 この改正会則は、令和5年7月6日から施行する。

令和5年度 理事会出席者名簿

氏 名	職名・所属団体	役 職
中島 和幸	公民館長（日新）	会 長
山田 邦雄	スポーツ協会	副会長
小石 美貴	社会教育委員	副会長
深川 優	自治会協議会	理 事
石橋 慶次郎	P T A協議会	理 事
原口 廣枝	地域婦人連絡協議会	理 事
高津 万亀代	老人クラブ連合会	理 事
江原 新子	子ども会連絡協議会	理 事
野田 正博	青少年健全育成連合会	理 事
壽山 俊英	人権擁護委員	理 事
坂田 隆光	公民館長（久保田）	監 事
中山 志穂	P T A協議会	監 事